

(別紙)

主な補正内容について

補正書の提出後も引き続き、記載の適正化を図る観点から精査を行い、これらを反映した補正書を再提出いたしました。

<記載の適正化の概要>

○表現の見直し（一例：「燃料取替床」を「オペレーティングフロア」へ変更等）、誤字脱字の修正

○記載の明確化

（一例：審査会合においてご指摘いただいた、主な記載への明確化事例）

- ・可搬型代替注水ポンプ（A-2級）や軽油タンク、タンクローリ等の復水貯蔵槽へ水を補給するための設備について、添付書類十の設備を列挙する表にも記載
- ・重大事故等対処設備の原子炉建屋ブローアウトパネルについて、添付書類十の表にも記載
- ・燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水作業を行う際の被ばく線量に関し、使用済燃料プールでの必要な遮蔽の目安（10mSv/h）に作業時間等を考慮し、緊急時の被ばく限度（100mSv）に対して余裕があることを記載
- ・常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備等の設備分類を再整理
- ・原子炉隔離時冷却系の現場起動について、減圧及び低圧時冷却に必要な時間的余裕が確保できることを記載
- ・代替自動減圧機能の作動時にも自動減圧を阻止できる設計であることを明確に記載
- ・原子炉建屋ブローアウトパネルの設計について、開放操作においてのみ操作が不要であることを明確化するため、「外気との差圧により自動的に開放する設計とする」旨を記載
- ・発電所構外からの非常招集となる参集要員について記載
- ・格納容器圧力逃がし装置の排気中の放射性物質濃度について、推定する手段を記載
- ・自主対策設備による他の設備への影響について記載を拡充

- ・ 常用系の水源の降下火砕物による水質汚染に対する対応を記載
- ・ 引き波による水位低下時の海水ポンプの取水機能維持のために、海水貯留堰の貯留量の妥当性確認に管路解析を用いることを明確化
- ・ 原子炉格納容器ベント停止判断基準は、「原子炉格納容器の除熱手段が確保されていること」が前提となっていることから、この考え方に即して判断基準を整理 等

以 上